



竹林の風

栃木県教育委員会事務局
河内教育事務所
平成25年3月25日
発行責任者 高橋正彦

— 平凡 — 河内教育事務所長 高橋 正彦

東日本大震災から2年が経ちました。この間、各学校では新たな基準のもとに、様々な取組をしてきたことと思います。学習指導要領という学校教育の基準が全面実施となったり、放射線への対応や防災教育の充実など様々な基準を設け「安全・安心」を取り戻したりするなど、「復興」ならぬ「復校」が進められ、落ち着きを取り戻してきたところです。

しかし、昨今、体罰やいじめ等、学校に関わる深刻な問題が連日のように報道されるなど、学校教育に対して大変厳しい目が注がれています。今後、基準や意識を新たにして、これらの問題に取組み、保護者・地域との信頼関係や、教育に関する自信と誇りを取り戻さなければなりません。

そのためには、慌ただしさに振り回されず、不易の基準の一つである「子どもにとってどうか」ということに立ち返ることが大切です。子どもたちは未来からの預かりものです。外部の要望や状況に盲従したり、安易に同調したりすれば、右へ左へと体を揺り動かす無脊椎動物のように、どこに進んでいくのかわからない「教育」や「学校」となってしまう、子どもたちの未来も我々の行く末も、不安なものとなってしまいます。

社会が目まぐるしく変化し、新たな課題が次々に起こる今、「ミニマム」をしっかりと見据え、それぞれの学校や地域の実態、課題をとらえ、教育目標を学校・保護者・地域と共有し、太い芯のある教育活動を着実にやる事が求められます。かつて民俗学者の柳田國男は「平凡」教育を唱え、「一人前」の人間になることを重視しました。「一人前」とは現在の「自立」に他なりません。「非凡」や「非凡である」ことを追い求め過ぎず、教育課程を「平凡」に着実に実践し、「自立」に向け、しっかりとした力を子どもたちに身に付けさせたいものです。

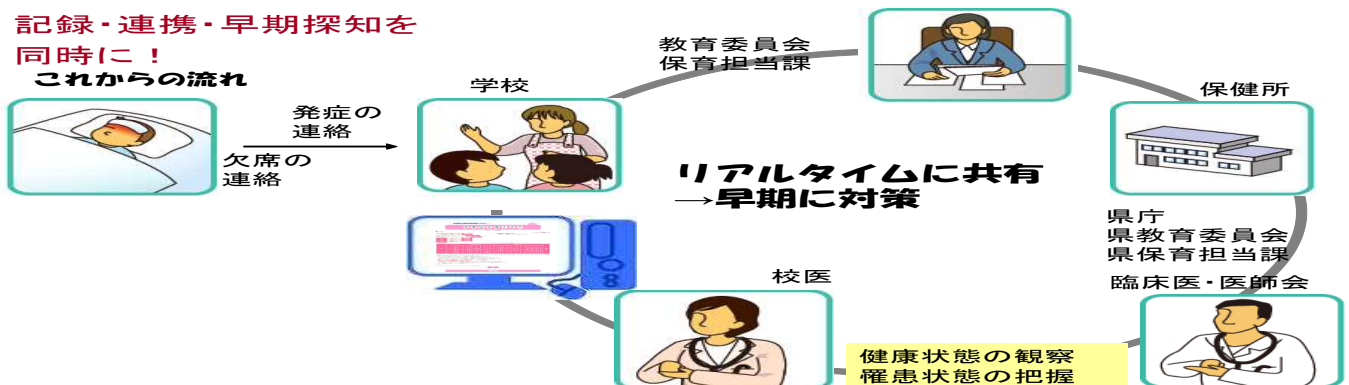
「学校欠席者情報収集システム」の概要

「学校欠席者情報収集システム」は、毎日、学校の感染症発生状況を記録(入力)するシステムで、国立感染症研究所感染症情報センターが開発しました。

このシステムを利用すると、学校内の感染症発生状況が整理され、感染症流行の兆しを的確に捉えることができます。また、関係者間でリアルタイムに感染症情報を共有することにより早期対策が可能となり、学校内の集団感染や二次感染などの感染拡大を抑える効果が期待できます。

「学校欠席者情報収集システム」のイメージ図

「学校欠席者情報収集システム」による感染症対策



栃木県内全公立学校で、平成25年4月から利用を開始します。

人権教育へのアプローチ ～学校教育と社会教育の視点から～

I 学校教育における人権教育

学校教育において人権教育を推進するには、人権教育を教育計画に適切に位置付け教育活動全体を通じて行うとともに、点検・評価・改善を図りながら進めていく必要があります。

人権教育を実践に結び付けていく指導の構想として「**基底的指導**」「**間接的指導**」「**直接的指導**」があります。この三指導は、それぞれがすべての活動の中で機能し、互いに補完し合うことで、より効果的なものになります。県教育委員会では、これまでに発行された指導資料を参考に、各学校が児童生徒に対して人権教育を具体的に進めていく上で、指導のよりどころになるような内容を精選して**指導資料「人権教育のすすめ方」**を作成しました。

II 社会教育における人権教育

社会教育においては、「栃木県人権教育基本方針」に基づき、すべての人々が人権尊重の理念について理解を深めるために、生涯学習推進のための各種施策を通じ、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供しています。

県教育委員会では**参加体験型学習を中心とした人権教育の実践資料**を継続的に作成し、社会教育や学校教育の関係機関に配布して、広く活用を推進しています。また、教職員を含めた成人を対象にした人権教育出前講座を実施するなど、参加者の主体的な活動とコミュニケーションを大切にしながら、人権感覚や人権意識を高める参加体験型の手法を取り入れた学習方法を推進しています。

III 学校教育と社会教育の連携

平成20年3月 文部科学省 人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)では、人権教育における家庭・地域との連携の重要性が示されております。

児童生徒は、学校だけでなく、多くの時間を家庭や地域社会において過ごしている。たとえ学校で人権の重要性について学習しても、児童生徒が生活の基盤を置く家庭や地域において、学校における学習の成果を肯定的に受けとめる環境が十分に整っていないければ、人権教育の成果が知的理解の深化や人権感覚の育成へと結びつくことは容易ではない。それだけに、人権感覚の育成等には、学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりが大切であり、人権教育に対する保護者等の理解を促進することが求められる。

また、家庭や地域等の身近な人々との連携に当たっては、児童生徒と保護者、地域住民等と一緒に活動に当たることを通じ、これらの人々の間に人権尊重の意識がより一層広まるような取組の工夫に努めることが望ましい。

様々な人権問題の解決には、学校と家庭・地域が連携して人権教育を進めていくことが必要不可欠です。



人権教育指導資料

「人権教育のすすめ方」

人権教育の推進



学校

家庭・地域



人権に関する社会教育指導資料

「かがやき」

本指導資料や出前講座を活用し、各学校やPTA活動における人権教育の充実のために役立てていただきたいと思います。

☆*:° 掲示しやすいようにA4サイズ片面印刷2枚に変更いたしました ★*:°

📄 本紙についてのご意見ご感想をお待ちしております E-Mail kawachi-kyouiku@pref.tochigi.lg.jp